

- 「屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない区域の指定」

福岡県告示第 607 号

福岡県屋外広告物条例（平成 14 年福岡県条例第 35 条）第 5 条第 1 項第 9 号の規定に基づき、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない区域を次のように指定したので、同条例第 30 条の規定により告示し、この告示の日から施行する。

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない区域の指定（平成 30 年 9 月福岡県告示第 794 号）は、廃止する。

令和 6 年 9 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

屋外広告物表示等の際知事の許可を必要とする区域			
道路の種類	路線名	区域の区間	区域の幅
国道	3 号	水巻町、広川町、遠賀町、岡垣町及び新宮町の区間	道路及び路端から 500 メートル
	200 号	小竹町及び筑前町の区間	同上
	386 号	筑前町の区間	同上
	495 号	遠賀町、岡垣町及び新宮町の区間	同上
	500 号	筑前町の区間	同上
主要地方道	北九州芦屋線	遠賀町の区間	同上
	直方芦屋線	遠賀町の区間	同上
	宮田遠賀線	遠賀町の区間	同上
	直方水巻線	水巻町の区間	同上
一般県道	福岡日田線	筑前町の区間	同上
	水巻芦屋線	水巻町の区間	同上
	中間水巻線	水巻町の区間	同上
	浜口遠賀線	遠賀町の区間	同上
	黒山広渡線	遠賀町の区間	同上
	原海老津線	岡垣町の区間	同上
	岡垣遠賀線	遠賀町の区間	同上
	湊下府線	新宮町の区間	同上
	山田新宮線	新宮町の区間	同上